



環 政 第 1115 号
令 和 6 年 2 月 6 日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕 殿

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕



県道平和の道線（仮称）整備事業に係る事後調査報告書（令和3年度及び
令和4年度）について

令和5年11月15日付け南土第1853号で送付されたみだしの事後調査報告書について、沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第39条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めます。

県道平和の道線(仮称)整備事業に係る事後調査報告書に対する環境保全措置要求

1 騒音について

令和3年度の事後調査では、喜屋武地区でブレーカを用いた工事の際に、工事敷地境界において、評価書における予測結果及び建設作業騒音に係る規制基準を超過しており、ブレーカを用いた工事を住居等が近接する区域で行う場合は、生活環境への影響が懸念される。

事後調査の結果必要となった環境保全措置として、「住居等が近接する工事区域において、ブレーカ等の大きな騒音が発生する工事を実施する際には、工事による影響の回避や、環境保全措置の効果の確認のため事後調査を行い、必要に応じて環境の保全のための措置の検討を行う」としているが、環境保全措置の具体的な内容が示されていない。

評価書において、工事中における騒音に係る環境保全措置として、「集落に近い工事区域での作業で、かつ、工事工程や計画に大幅な変更が生じ、複数の工種の施工が重なるなどの想定を超える騒音の発生が懸念される場合、遮音壁等の防音設備を設置し、建設工事によって発生する騒音の伝搬を抑制する」としていることから、住居等が近接する工事区域において、ブレーカ等を用い大きな騒音が発生する工事を実施する際には、評価書に記載されているところにより、遮音壁等の防音設備を設置し、生活環境への影響の低減を図ること。

2 陸域動物の進入防止柵について

設置した進入防止柵については、定期的に破損等の有無を点検し、破損箇所等を確認した際には施工業者へ修繕要請を行っているが、令和3年度の事後調査において、一部で改善に至らないまま工事が終了して柵が撤去されるなど、環境保全措置が十分に講じられなかったことから、工事の実施に当たっては、事業者、施工業者及び事後調査を委託した者とで調整を密にし、適切に環境保全措置を講じること。

3 事後調査報告書の作成及び送付について

令和3年度及び令和4年度の事後調査報告書について、知事に送付されたのは、令和5年11月となっている。

事業者は、知事の環境保全措置要求を勘案し、その結果を遅滞なく事後調査や環境保全措置に反映することで、環境の保全について適正な配慮を行う必要があることから、事後調査報告書は調査終了後速やかに知事に送付すること。